

令和3年9月21日

課外活動団体 各位

顧問教員 各位

東京海洋大学

副学長（学生支援・広報担当）

東京都への緊急事態宣言が解除された場合の課外活動の段階的再開について（周知）

課外活動については、2度に渡る緊急事態宣言期間延長を経て、自粛を要請してきたところです。学生の皆さんの協力により、現在まで、課外活動に起因するクラスター等の発生は確認されていません。しかし、変異株の拡大や本学での感染者の増加等、油断できない状況です。このことから、10月以降における入構制限については、引き続き継続することとなっています。

こうした状況の中ではありますが、今後、東京都への緊急事態宣言が解除された場合課外活動の再開を慎重かつ段階的に進めていくこととしました。緊急事態宣言解除以降に課外活動を再開できる団体は、「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」及び以下を遵守する団体のみとします。また、入構制限中につき入構者名簿の届出手続きは必須となります。

他大学において課外活動に伴うクラスターの発生事例が生じているなど、集団活動は感染リスクが高いことから、感染防止対策と活動の両立を図りながら活動を再開するにあたり、少なくとも再開後1か月程度は、

- ・少人数（最大で10名程度）に制限し、グループ毎に分けるなどした活動とする
- ・活動は20時までで、なるべく短時間の活動とし、終了後は速やかに帰宅する
- ・活動終了後の会食などは絶対に行わない
- ・組手やスクラム等の接触プレーや大声を出すことは控える

とし、計画的、段階的に活動をステップアップしていくことを前提としてください。

【課外活動を再開できる団体について】

10月上旬に行う「サークルリーダーシップ研修会」への参加を必須とします。

また、「課外活動における新型コロナウイルス感染防止対策指針」を熟読し、必要書類を学生サービス課学生生活係または越中島地区事務室学生支援係に提出し、確認を受けた団体のみとします。（なお、ワクチン接種状況の確認については、後日、改めて連絡します。）

感染状況の変化や課外活動におけるクラスター発生などの場合には、再度の課外活動自粛の要請を行う可能性もあります。皆さん及びご家族の生命を守り、安全・安心な課外活動ができるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

※詳しい説明については、サークルリーダーシップ研修会にて行います。